

鹿児島県警察速度管理指針

総合的な速度管理の必要性



速度管理の効果

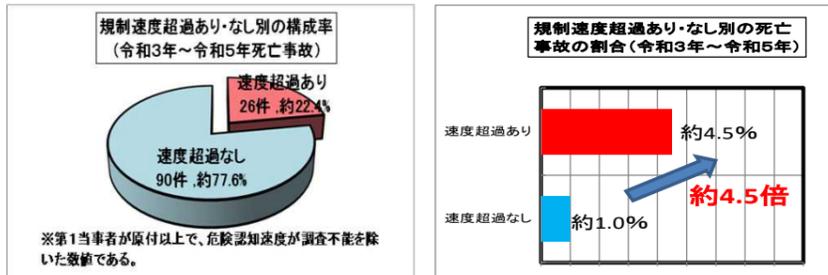
交通事故の未然防止

交通事故発生時の被害軽減

円滑な交通流と利便性の向上

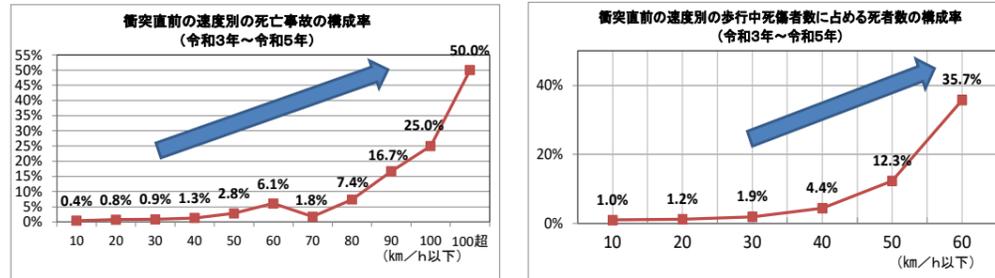
交通死亡事故と規制速度超過の関係

- 死亡事故の約2割は、衝突直前の速度が規制速度を超過
- 規制速度を超過していた交通事故は、規制速度を超過していない事故と比較して、交通事故に占める死亡事故の割合が約4倍



走行速度と交通事故の関係

- 衝突直前の速度が高いほど死亡事故率が高くなる傾向
- 衝突直前の速度が30km毎時を超えると歩行中死傷者数に占める死者数の構成率が上昇する傾向



総合的な速度管理の内容

区分	生活道路 ～地域住民が安全で安心できる環境作り～	幹線道路 ～メリハリのある円滑な交通流の確保～	高速道路等 ～安全な速度で快適な運転を！～
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活道路とは、幅員5.5メートル未満の主として地域住民の日常生活に利用される道路で、歩行者事故（13.7%）、自転車事故（13.1%）、子どもの事故（15.3%）、高齢者事故（46.2%）の割合が全事故の割合と比べ総じて高い。 ○ 交差点及び交差点付近における交通事故の発生件数は1,588件で、生活道路における全事故の約7割（73.8%）を占める。 ○ 時間帯は7時台が事故全体の8.7%、17時台が10.1%である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幹線道路とは、幹線道路網を構成する国道、一般県道、主要地方道である。 ○ 幹線道路の歩行中死者数は、全歩行中死者数の約5割（52.9%）を占める。 ○ 幹線道路の高齢者の横断歩行中死者数は、全事故の約8割（78.9%）を占める。 ○ 衝突直前の速度が規制速度を超過していた交通事故のうち約7割（65.0%）が幹線道路で発生している。 ○ 時間帯は7時台が事故全体の8.6%、17時台が9.5%である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最高速度規制が70km毎時以上の高速道路等における交通事故は一般道路における交通事故と比較して、発生割合が死亡事故は約3.4倍、重傷事故は約1.7倍となっている。 ○ 交通事故を起こした車両の約4割（37.5%）が規制速度を超過している。 ○ 時間帯は7時台及び10時台が事故全体の10.4%、14時台が8.3%である。
目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両の走行速度を抑制し、交通事故の抑止や被害軽減を図る。 ○ 通過交通を抑制し、歩行者等交通弱者の安全確保と住民の不安を解消する。 ○ 交差点や通学路の交通安全を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規制速度の遵守による交通事故の抑止や被害軽減を図るとともに、円滑な道路交通環境を確保する。 ○ 規制速度の遵守を促すことにより、人対車両事故の抑止や被害軽減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 時間帯による交通量の変化に配慮しつつ、円滑な交通流を確保する。 ○ 走行車両の規制速度の遵守を促すことにより、交通事故の抑止や被害軽減を図る。
施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ゾーン30」や「ゾーン30プラス」の設定による面的な低速度規制の実施や、交通安全施設の整備、効果的な交通規制の推進等による安全な道路交通環境の形成 ○ 可搬式速度違反自動取締装置等の積極的かつ効果的な活用による速度違反取締りの実施 ○ 適切な交通安全教育や広報啓発活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規制速度と実勢速度に乖離を認める路線の重点的な速度抑制対策の推進 ○ 交通事故多発地点・時間帯を勘案した速度違反取締りの実施 ○ 適切な交通安全教育や広報啓発活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 速度規制が交通実態に即しているかの点検・見直しの推進 ○ 規制速度、通行帯遵守のための警戒活動の強化 ○ 道路管理者と連携した交通安全教育や広報啓発活動の実施
具体的な路線・地域等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事故の発生状況や交通量等を踏まえて、歩行者等の安全を確保するために整備されたゾーン30及びゾーン30プラスの整備地区は、令和6年6月末現在で、 ・ 鹿児島中央警察署管内8か所 ・ 鹿児島南警察署管内9か所 ・ 指宿警察署管内1か所 ・ 南九州警察署管内1か所 ・ さつま警察署管内1か所 ・ 阿久根警察署管内1か所 ・ 始良警察署管内1か所 ・ 霧島警察署管内3か所 ・ 曾於警察署管内2か所 ・ 志布志警察署管内1か所 ・ 錦江警察署管内1か所 ・ 肝付警察署管内1か所 ・ 鹿屋警察署管内1か所 ・ 種子島警察署管内1か所 ・ 屋久島警察署管内1か所 ・ 奄美警察署管内5か所 ・ 瀬戸内警察署管内1か所 ・ 徳之島警察署管内1か所 ・ 沖永良部警察署管内1か所 <p>の56か所が整備されている。</p> <p>○ 今後、通学路やその他の生活道路についても道路環境整備を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事故の発生状況等を踏まえて、重点的な速度違反取締りを実施する主な路線は、 ・ 国道 3号 ・ 国道 10号 ・ 国道220号 ・ 国道225号 ・ 国道226号 ・ 国道269号 ・ 国道504号 ・ 県道 20号（鹿児島加世田線） ・ 県道 24号（鹿児島東市来線） ・ 県道 35号（永吉入佐鹿児島線） ・ 県道 42号（川内加治木線） ・ 県道217号（郡元鹿児島港線） <p>とするが、規制速度の遵守を図るため、その他の道路においても取締りを実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重点的な速度違反取締りを実施する主な路線は、 ・ 九州縦貫自動車道 ・ 東九州自動車道 ・ 南九州西回り自動車道 <p>とするが、高速道路等は全般的に高速度になる傾向にあるため、その他の高速道路等においても取締りを実施する。</p>